

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第27号	
事故等名	貨物船アブラハム漁船若佐丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月4日 14時35分ごろ	
発生場所	三島灯台から真方位044° 3.7M付近 (北緯34° 46'.0、東経129° 30'.0)	
事故等調査の経過	調査の概要:門司・地方事故調査官が、10月7日A船二等航海士に質問書、11月6日 B船船長に電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 貨物船アブラハム(韓国船籍) 2,668トン 9396438 DOOSAN CAPITAL CO., LTD (韓国)	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 漁船若佐丸 4.8トン NS3—86669 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 二等航海士 外国免状	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 左舷側ハンドレール曲損等	
	B パラシュート式アンカー受け台、網巻きローラーの損傷等	
事故等の経過	<p>A船は、13人が乗り組み、貨物4,700トンを載せ、船首7.0m船尾7.2mの喫水で、韓国ブーサン港を発し、名古屋港に向かい、対馬北方を約125°の針路、約9.5knの速力で、二等航海士A及び甲板手が船橋当直者として航行中、右舵をとって約145°に向首したとき、平成20年10月4日14時35分ごろ、A船左舷中央部と錨泊して操業中のB船右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、汽笛及び黒球を装備せず、船長1人が乗り組み、船首1.0m船尾1.5mの喫水で、豊漁港を発し、水深約40m底質岩の衝突地点で、機関を停止して錨索を約75m延出する錨泊によって一本釣り漁を行い、衝突の少し前船首が南方に向いていたとき、A船が右舷方から衝突のおそれがある態勢で接近することに気付いたが、なにもしないまま前示のとおり衝突した。</p> <p>天候は曇り、風向及び風力は東及び2、潮候は下げ潮の中央期で、北北東に流れる強い海潮流があった。</p>	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、B船を十分に避ける針路としなかった可能性があると考えられる。

	B船は、衝突を避けるための措置をとらなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が錨泊して操業中のB船を十分に避ける針路としないまま航行し、また、B船は、衝突を避けるための措置をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
その他の事項	なし